

衆議院農林水産委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 12 日（火）、第 9 回の委員会が開かれました。

- 1 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 56 号）
 - ・金子農林水産大臣、宮崎農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）宮下一郎君（自民）、稲津久君（公明）、緑川貴士君（立民）、渡辺創君（立民）、池畑浩太郎君（維新）、長友慎治君（国民）、田村貴昭君（共産）、北神圭朗君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

宮下一郎君（自民）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係

- ア 人・農地プランの実質化及び今回の法改正の意義に対する農林水産大臣の見解
- イ 両法律案による措置を一体的に進める重要性
- ウ 粗放的利用や林地化による農用地の保全及び施設整備の際の農地転用手続等の迅速化を図る仕組みの導入により優良農地の確保に支障が生じる懸念
- エ 地域計画を策定することの重要性
- オ 提案に基づく地域計画の特例を活用する場合における合意形成手法
- カ 地域計画を変更するに当たっての手順
- キ 農地等の権利取得に係る下限面積要件廃止の考え方及び今後の農地等の権利移動許可制度の運用の在り方

稲津久君（公明）

- （1） 総合緊急対策における生産資材価格高騰等への対応方針
- （2） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案関係
 - ア 農林水産業・地域の活力創造プランにおける 2023 年までに担い手の農地利用を全農地の 8 割とする目標の達成状況に対する農林水産大臣の見解
 - イ 農地中間管理機構の果たしてきた役割及び同機構による農地の集積が軌道に乗っていないと認識されている要因
 - ウ 目標地図の作成過程における農地の利用者に対するコーディネートの方法
 - エ 農業委員会の負担増加に対する農林水産省の支援及び都道府県の関わり方

緑川貴士君（立民）

- （1） 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付対象に一定の要件を満たす未検査米が追加されたことに関する周知関係
 - ア 政府による徹底した再度の周知を含めた対応策を講ずる必要性
 - イ 交付金額が減額される生産者に対し、期限の柔軟な見直し及び資金面における救済措置を講ずる必要性
 - ウ 再度周知を行ったとしても要件を満たす書類を提出できない場合の対応
 - エ 周知が徹底されていれば本来受けることのできた交付金の補填について検討する必要性
- （2） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村活性化のための定住等及び地域間

交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係

- ア 業務が拡大する農業委員会の負担軽減を含めた今後の支援策
- イ 3年間の策定期間内に地域計画を策定できない地域が発生した場合の対応
- ウ 「水田活用の直接支払交付金」の見直しが目標地図策定に影響を与える可能性
- エ 地域計画の策定におけるJAの役割
- オ 活性化計画の策定に向けた協議において農用地としての活用ができないという妥協的な動きにつながる懸念に対する農林水産省の考え
- カ 活性化計画による保全管理、林地化する区域の増加が国が想定している農地面積の見通しに与える影響
- キ 林地化を進める場合において林産物の生産を重視した積極的な土地利用を図る必要性
- ク 農政における担い手の意味が多義的になっているとの意見に対する農林水産省の見解
- ケ 農業経営・就農支援センターの支援対象及び中小規模経営体や半農半X等の副業的な経営体などに対する支援の在り方

渡辺創君（立民）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案関係

- ア 市町村に地域計画策定を一律に義務付ける構想の変更理由及び施策の目的が担保されるかどうかの確認
- イ 結果として地域計画を策定できない地域が発生するという想定の有無
- ウ 人・農地プランの実質化に関する全国の状況及び現状に対する農林水産省の問題認識
- エ 人・農地プランが実質化できていない地域の事情に対する農林水産省の認識
- オ 地域計画策定が困難な地域への対応についての農林水産大臣の見解
- カ 体制が不十分な自治体がある実情を踏まえて継続的かつ十分な予算を措置する必要性
- キ 農用地の保全、林地化等の取組を進めることにより将来的な農地面積の維持に支障を来す可能性
- ク 状況の変化に応じて地域計画を更新する重要性を踏まえた今後の取組に向けた農林水産大臣の決意

池畑浩太郎君（維新）

- (1) 多様な経営体の政策上の位置付け及び食料・農業・農村基本法を見直す考えの有無
- (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案関係
 - ア 農業経営・就農支援センターによる経営、就農サポートの支援対象
 - イ 市民農園をはじめとする農業技術習得の機会を提供する活動に対する支援の必要性
 - ウ 地域計画策定の際の協議に地域の農産物の販売先となる事業者等も参加する必要性
 - エ 目標地図の公開方法及び策定期間を3年程度とした理由
 - オ 農業委員会に農地利用最適化推進指針の策定を義務付けることにより見込まれる効果
 - カ 農業委員会が所掌している農地に係る手続が負担になっている懸念
 - キ 農業高校、農業大学校を卒業した者が就農し、農地を守ることの重要性を周知する必要性
 - ク 農業関係者に対する広報啓発の在り方

長友慎治君（国民）

農山漁村発イノベーションサポート事業関係

- ア 中央サポートセンター運営事業の実施主体

- イ 中央プランナー及びエグゼクティブプランナーの選定状況
- ウ 中央プランナー及びエグゼクティブプランナーの派遣に係る謝金の額
- エ 地域プランナーの派遣に係る謝金の額
- オ 農山漁村発イノベーションサポート事業の予算額
- カ 現在の予算規模で実際に農山漁村発イノベーションを起こす可能性の有無

田村貴昭君（共産）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案関係

- ア これまでの人・農地プランに係る地域主体の取組に対する評価及び制度を改正する理由
- イ 協議の対象とする区域等の具体的範囲
- ウ 区域外に居住する農地の借り手も協議の場に参加する可能性
- エ 協議の場に区域の農地所有者全員が参加する必要性
- オ 協議の場への参加が義務であるか否かの確認
- カ 協議の場へ参加を働きかける主体
- キ 地域計画の策定期限
- ク 令和5年までに農地の8割を担い手に集積する目標と3年後までの地域計画策定との関係
- ケ 全国市長会による「人・農地プランの策定義務化等に関する緊急意見」についての農林水産大臣の受止め

北神圭朗君（有志）

- (1) 農地の集約化が困難な地域における基盤整備の方策
- (2) ほ場整備に係るコンクリート製品等の発注単価が他の公共事業よりも安いという指摘に対する農林水産省の見解
- (3) 農業用排水施設に係る施設整備と人・農地プランとの関係
- (4) 農地中間管理機構関連事業の対象となる農業用排水施設の要件
- (5) 受益者が複数の集落にまたがる農業用排水施設を農地中間管理機構関連事業の対象とする方策